

業績指標 14.2

官庁施設の耐震基準を満足する割合*

評価

A

目標値：95%（令和2年度）
実績値：93%（平成30年度）
初期値：89%（平成26年度）

(指標の定義)

国土交通省が整備を所掌する災害応急対策活動に必要な主な官庁施設等のうち、官庁施設の耐震性の基準を満足する施設の割合（面積率）。

<分母>国土交通省が整備を所掌する災害応急対策活動に必要な主な官庁施設等

<分子>官庁施設の耐震性の基準を満足する施設

(目標設定の考え方・根拠)

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」において、多数の者が利用する建築物の耐震化率について、令和2年までに少なくとも95%にすることを目標とすることが定められていることを勘案し、官庁施設として必要な性能を確保するための対策が講じられている施設の割合について、95%を令和2年度の目標値とした。

(外部要因)

社会的要請に伴う要求性能の変化、入居官署の統廃合

(他の関係主体)

関係省庁

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

【閣決（重点）】

なし

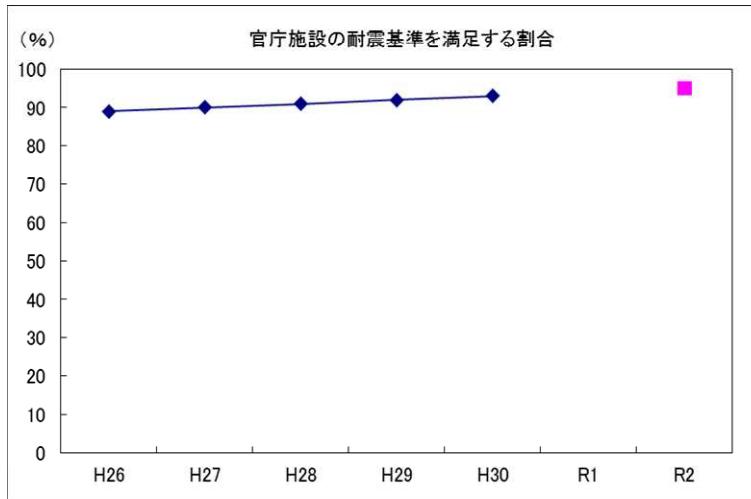
【その他】

なし

過去の実績値

(年度)

H26	H27	H28	H29	H30
89%	90%	91%	92%	93%



主な事務事業等の概要

防災拠点となる官庁施設の防災機能の強化等 (◎)

大規模地震発生時に、官庁施設がその機能を十分に発揮できるよう、総合的な耐震安全性を確保した防災拠点となる官庁施設の整備を推進する。

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成30年度の実績値は93%となっており、目標達成に向けて順調に推移している。

(事務事業等の実施状況)

平成30年度予算において、耐震性能が不足している災害応急対策活動に必要な合同庁舎等の耐震改修を実施するなど、防災拠点となる官庁施設の耐震化を推進した。

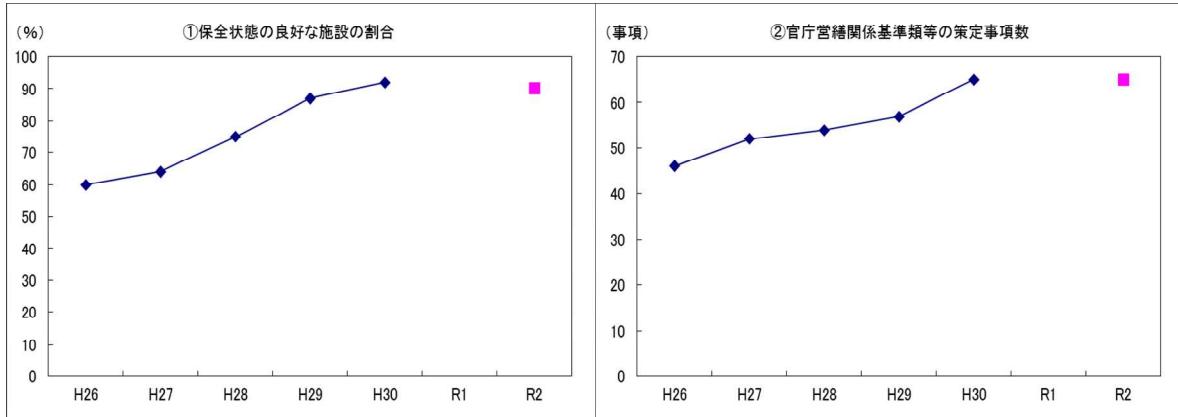
課題の特定と今後の取組みの方向性

業績指標は、国土交通省が整備を所掌する災害応急対策活動に必要な主な官庁施設等のうち、官庁施設の耐震性の基準を満足する施設の割合（面積率）である。平成30年度の実績値が93%となり、令和2年度の目標達成に向けた成果を示していることから、Aと評価した。

今後も引き続き、耐震対策を推進していくこととする。

担当課等（担当課長名等）

担当課：官庁營繕部計画課（課長 秋月 聰二郎）



主な事務事業等の概要

- ① 全国各地で国家機関の建築物の施設管理者を対象とした、官庁施設保全連絡会議や「地球温暖化対策政府実行計画」に関する取り組むべき事項及び技術的援助・支援等の説明会を開催したほか、保全状況の悪い施設に対して保全状況の改善に向けた保全の実地指導を行っている。
- ② 官庁営繕関係基準類等の策定
 - 官公法に規定する営繕等を実施する上で、必要となる新たな技術的事項を定めた基準、要領、ガイドライン等の策定を推進する。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ① 平成30年度の実績値は92%となっており、目標を達成した。
- ② 平成30年度の実績値は65事項となっており、目標を達成した。

(事務事業等の実施状況)

- ① 平成30年度に開催した官庁施設保全連絡会議は、全国で49を数え、延べ1,500を超える機関から、2,000人を超える人員の参加を得ている。
- ② 平成30年度においては、新営予算単価等を制定した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ① 業務指標は、「保全状態の良好な施設の割合」であり、保全状態は改善傾向にあるところ、実績値が92%であり、前年度より5ポイント上昇し、令和2年度の目標値を達成したことから、Aと評価した。
- ② 業績指標は、官公法に規定する営繕等を実施する上で、必要となる新たな技術的事項を定めた基準、要領、ガイドライン等における策定事項数であり、平成30年度における実績値が65事項となり、令和2年度の目標を達成したことから、Aと評価した。

担当課等（担当課長名等）

担当課：官庁営繕部計画課（課長 秋月 聰二郎）

関係課：官庁営繕部計画課保全指導室（室長 伊藤 誠恭）